

令和8年第1回吉賀町議会定例会

町長施政方針並びに提案理由説明書

令和8年3月6日

吉 賀 町

令和8年第1回吉賀町議会定例会の開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、今後の町政運営に臨む基本的な考え方の一端と施策の概要を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

〔はじめに〕

まず、海外に目を向けますと、残念ながら、引き続き世界各地で多くの紛争が勃発し、厳しい現実を目の当たりにする日々が続いております。一方、我が国にとって昨年、広島・長崎に原爆が投下されてから80年という年でもありました。一昨年、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞されるという嬉しい出来事がありました。関係者の皆様が、長年にわたり核兵器廃絶や被爆の実相に対する理解促進に取り組んでこられたにも関わらず、核兵器廃絶や平和への道のりのゴールが未だ見えない状況であります。一日も早い平和社会の実現に向けた動きが、より一層促進されることを願うばかりであります。

国内においても、残念ながら悲惨な事件・事故が多く発生しています。また、台風や地震、大規模火災をはじめ全国各地で未曾有の災害も発生し、去る1月6日には島根県東部を震源とする強い地震も発生しました。こうした災害により、尊い命を落とされた皆様のご冥福をお祈りするとともに、被災地の一日も早い復旧復興を祈念します。また、北海道や東北地方を中心に、熊対策に追われる状況が続いております。そして、国政においては、昨年、石破内閣に代わって高市内閣が発足し、新しい枠組みでの政治がスタートしました。

こうした中、去る1月23日第218回通常国会が召集されましたが、高市首相は、開会冒頭で衆議院を解散し、1月27日公示、2

月8日投開票の日程で衆議院議員総選挙が執行されました。その結果については、ご案内のとおりであります。自由民主党が単独で総定数465議席の3分の2にあたる310議席超を得て、過去最多議席となる歴史的な大勝を収めました。そして、2月18日には、特別国会が召集され、第105代首相に選出され、第2次高市内閣が発足しました。その後の記者会見においては、「本日より『高市内閣2.0』の始動です。先般の総選挙では、高市内閣が掲げる重要な政策転換について、国民の皆様から力強く背中を押して頂けたと考えています。」、さらに「責任の重さを胸に刻み、謙虚に、しかし、大胆に政権運営にあたってまいります。」と決意を語られました。

また、2月20日には、衆参両院本会議で就任後、初となる施政方針演説を行いました。その主な内容は、次のようなものであります。まず初めに述べられたのは、「国民の皆様から賜ったご信任を基礎として、一つ一つの政策を誠実に、ぶれずに実行してまいります。『日本列島を強く豊かに』私のこの使命を政策の積み重ねの上に、全身全霊を懸けて成し遂げてまいります。」という言葉でありました。また、広範な政策を本格的に起動させていくために、経済力・技術力・外交力・防衛力・情報力・人材力のそれぞれについて言及し、日本の総合的な国力を徹底的に強化していく、そのためには、これまでの政策の在り方を根本的に転換していくことを述べられています。そして、「その本丸は、『責任ある積極財政』であり、経済成長実現に必要な財政出動をためらわない、とにかく、成長のスイッチを押しまくる」旨を表明されました。結びの言葉の中では、今年が昭和元年から起算して満百年を迎えることに触れ、国民の皆さんに次のような呼び掛けをされました。「激動の昭和を生き、先の大戦や幾多の災害を乗り越え、『希望』を紡ぎ出した先人に学び、われわれも果敢に挑戦してい

こうではありませんか。挑戦しない国に未来はありません。守りだけの政治に『希望』はありません。若者たちが、日本に生まれたことに誇りを感じ、『未来は明るい』と自信を持って言える。そういう国をつくり上げていく。今の時代を生きる私たちには、その大きな責任があります。皆様、未来への挑戦を共に進めてまいりましょう。『希望』を生み出す政治を共に進めていこうではありませんか。(要約)」一人でも多くの国民が、この呼び掛けに共感し、共に歩を進めていくことが出来るのか、このことが求められていると思います。

次に、島根県内の状況についてであります。2月12日開会した第498回島根県議会定例会において、丸山達也島根県知事が施政方針並びに提案理由説明の要旨を発表されました。

そして、これに基づく来年度当初予算等の内容は、次のようなものであります。まず、予算編成の基本的な考え方として、国の補正予算により増額された重点支援地方交付金を活用してエネルギー価格・物価高騰対策を図るとともに、第2期島根創生計画に基づき着実に施策を推進していくことを掲げています。この双方を両立させ、健全な財政運営を図る予算として編成されたものとなっています。来年度当初予算の規模としては、4,924億円、併せて、国の施策や財政支援を踏まえて、国土強靱化対策などで513億円の本年度補正予算も編成され、総額ベースで5,437億円、前年度比6.8%、344億円増の予算となっており、丸山知事が就任して以降で最大規模のものであります。

この予算案における柱は、1つ目として、エネルギー価格・物価高騰対策、2つ目として、人口減少に打ち勝つための総合戦略の推進、3つ目として、生活を支えるサービスの充実、4つ目として、安全安心な県土づくりであります。

また、予算に反映した施策についてであります。エネルギー価格・物価高騰対策については、農林水産業・中小企業等・医療介護福祉事業者への支援により、県内経済を守り、回復させる施策や県民生活の支援などで133億円であります。人口減少に打ち勝つための総合戦略の推進については、基本目標である「活力ある産業をつくる」、「結婚・出産・子育ての希望を叶える」、「地域を守り伸ばす」、「島根を創る人を増す」に沿った施策などで945億円あります。生活を支えるサービスの充実については、保健・医療・介護の充実、支え合いによる地域共生の社会づくり、教育の充実とスポーツ・文化芸術の振興などで819億円あります。安全安心な県土づくりについては、土砂災害対策や道路防災対策、河川改修などの国土強靱化対策や島根半島震災対策の強化、地域生活交通などの生活基盤の確保や暮らしを取り巻く豊かな環境保全の推進などで790億円あります。

丸山知事からは、第2期島根創生計画を着実に進めるため「産業振興や結婚・出産・子育て、暮らしの支援、新しい人の流れづくりに関連する事業などを強化する」という言葉もありました。まさに、今回の予算の着実な執行によって、ここ数年においてコロナ禍や物価高騰などで傷んだ島根県内の経済や生活が確実に回復され、厳しい財政状況の中にあっても第2期島根創生計画が遂行され、所期の目的が一日も早く達成される日が訪れることを願っています。

国も島根県も将来にわたる状況を的確に見極め、大局的な施策を展開していくとともに、中山間地域の実情に応じた現実的施策についても積極果敢に講じて頂くことを切望するところです。そして、当町のように中山間地域に位置する典型的な小規模自治体においても、従来にも増した厳しい財政見込みの中ではあり

ますが、適切な住民サービスを確保しながら、地域振興と適正な行政運営を行うことが出来るよう強く訴えてまいりたいと思います。その上で、高市首相及び丸山知事におかれましては、国政及び県政を強力にリードして頂きたいと思います。

そのもとで、施策を効果的に展開していかなければならないのは、住民に最も近い存在となる、われわれ基礎的自治体であります。そのような観点からも地方(行政)に課せられる責任は、より一層重くなっていることをより強く意識しなければなりません。

〔町政を取り巻く諸情勢〕

町内においても様々な動きがあります。特に、昨年は、吉賀町が新町として誕生して満20年という大きな節目の年を迎えることが出来ました。町の二十歳の誕生日にあたる10月1日には、更なる飛躍を期して、町内外から多くのご来賓のご臨席を賜り、記念式典や講演会を開催致しました。

その後、町長選挙及び町議会議員選挙が執行されました。この選挙において、私自身も向こう4年間、3期目の町政を預かることとなり、既に4ヶ月が経過しました。多忙な日々の中にあって、改めて、その責任の重大さを痛感しているところです。現在、当町の課題は山積しておりますが、一つ一つのことに対し常に誠心誠意取り組み、確実に課題解決に向け取り組んでまいりたいと思います。その推進の前提条件として必要なことは、何と云っても財政基盤の安定であります。地方財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況です。こうした中、本定例会で上程する来年度当初予算において、町民の皆様には大きな成果を十分実感して頂けるよう全職員の英知を結集して編成したものであります。

また、当町では、総合戦略の推進により、これまで人口減少率は緩やかな状況にありました。しかしここに来て、減少率がやや加速しており、昨年、実施した国勢調査結果が大変気になるところです。この状況を好転させていくとともに、多文化共生社会の実現も図りながら、この町での生活の良さを町民の皆さんが等しく共有して頂けるよう努力してまいりたいと思います。そして、これまでと同様、町民の皆様との対話を重視するとともに、改選された町議会議員の皆様や多くの町民の皆様の声に耳を傾けることで行政との信頼関係を構築し、安全安心のまちづくりと地域力の向上を更に推進してまいります。

さらに、まちづくりを行う上で、次のことにも配慮してまいりたいと思います。

1点目は、コロナ禍の取組みの中で、私達が学んだ「人権への配慮」です。お互いが置かれた立場を尊重し、人を思いやる事が出来る吉賀町でありたいと思います。地域全体で、人権について考え、人権に配慮した行動をとって頂くことを訴え続けていきたいと思っています。

2点目は、「男女共同参画の実現」です。男女共同参画社会・女性活躍社会が叫ばれている中であって、その実現をめざしていくためには、人権と多様性を尊重しつつ、引き続き、第3次吉賀町男女共同参画計画に基づいた取り組みを着実に実行していかなければなりません。本計画の目標達成のためにも推進体制の連携強化を図り、町に関わる全ての人の「えがお・しあわせ・生きやすさ」を追及していきます。

3点目は、「職場環境の充実」です。私を含む全管理職員は、

仕事と豊かな私生活の両立を図るためイクボス宣言をしています。この宣言によって、職員が育児や介護のために時間を使うことを自然に進められる職場環境をめざす働き方改革にも引き続き挑戦していきます。また、行政でのこのような取り組みが、今後、町内の様々な企業や団体にも広がっていくことを大いに期待しています。

私たちの住む吉賀町は、先程申し上げましたように二十歳の誕生日を迎えたとは言え、まだまだ解決しなければならない多くの課題を抱えています。これから、吉賀町が、安定期・成熟期を迎えていくためにも、来年度が最終年度となる第2次吉賀町まちづくり計画の確実な推進は必須であります。その理念は、「自然の恵みに育まれ、人と共に生きる自立発展のまち」として未来永劫、あり続けることでもあります。このことを胸に刻み、これからも日々の歩みを止めること無く、精進するとともに、種々の事案に適切に対処しながら、安全安心のまちづくりと地域力の向上を更に推進してまいりたいと思います。そのことによって、私が自身の使命と考えている「一体感の醸成」を果たして、「まちを一つに」し、「育ててよし！元気よし！住んでよし！」、この「三つのよし！の吉賀町」をめざしていきたいと思えます。

それでは、第2次吉賀町まちづくり計画に沿って、来年度の主要施策について、以下のとおり順次申し述べてまいります。

【快適で安全に暮らせるまちづくり】

最初に、『快適で安全に暮らせるまちづくり』についてであります。

平成23年度に町内全域の情報通信網として整備したケーブルテレビ施設につきましては、昨年、鹿足郡事務組合に移管したところですが、設備や装置の老朽化が進んでおり、本年度から更新事業を同組合が事業主体となり実施しています。これにより安定した放送・情報通信環境が提供されるものと期待しています。吉賀町での基本プラン加入数は約2,500戸とほぼ横ばいの状況が続いています。

防災につきましては、小学校区単位で開催してまいりました総合防災訓練について、昨年は町民六日市体育館において防災講演会と展示を行ったところでありますが、来年度は蔵木地区において実施いたします。自主防災組織につきましては、組織化された地域においてはその活動の継続を、未組織の地域においては組織化に向け前向きに検討していただけるよう情報提供等を行ってまいります。

地域交通につきましては、新たな吉賀町地域公共交通計画を、令和7年10月に策定しました。現在の路線にこだわることなく利用しやすい公共交通をめざし、大幅な変更も視野に入れた体系を構築するため調査を進めていきます。

道路環境の整備につきましては、町道など生活に身近な道

路の安全・安心を基本に進めてまいります。特に通学路においては島根県、教育委員会、警察署、PTA等と連携して安全点検を実施し、国庫補助事業等を活用しながら危険箇所の改善に努めるとともに、冬期における交通の安全確保のため、除雪作業に取り組みます。また、国道、県道の整備については引き続き島根県へ要望していきます。

道路、河川の維持管理につきましては、安全パトロールや危険箇所の点検を実施し、日々の住民生活に支障を及ぼすことが無いよう機能の向上と維持管理に努めます。

高規格道路等の地域幹線道路の整備につきましては、山陰道の早期完成に向け、管内市町と連携し、取り組みを進めてまいります。また、一般国道9号の整備促進を図るため、益田管内1市2町と山口市が連携し、一般国道9号益田市から山口市間の抜本的な防災対策を求めていくとともに、その他広域路線についても引き続き益田市、津和野町と意見調整を行いながら、取り組みを進めてまいります。

危険箇所の対策につきましては、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を受け、関連する対策事業をハード、ソフト両面から講じていきます。特に砂防事業、治山事業等に関する整備は、島根県へ要望するとともに、連携して事業の推進を図ります。

空家対策につきましては、第1期吉賀町空家等対策計画期間が終了し、来年度から第2期計画となりますが、引き続き「空家化の予防」、「空家の適正管理・利活用促進」、「管理不

全の解消」といった三つの段階での対策を進めてまいります。

また、所有者と解体工事会社のマッチングプラットフォーム「クラッソーネ」の活用や老朽危険空家除却支援事業などにより危険な空き家の除却についても推進してまいります。

消防につきましては、出初式、操法大会、夏季訓練といった通年の活動を通じ、消防団並びに団員個々が、有事の際、的確な活動ができるよう技術力の向上に努めてまいります。また、消防団員の減少という課題につきましては、消防団をはじめその関係者と協力しながら団員の確保に努めてまいりたいと思います。一方で、条例定数と実員数に大きな乖離があることから、消防団における協議を踏まえ、定数の見直しを行うことといたします。

水道事業につきましては、住民生活に必要不可欠なライフラインとして、計画的・効率的な施設維持管理に努め、適切かつ合理的な運営を推進してまいります。町水道の総合計画である水道ビジョンは見直し時期を迎えていることから、今後の老朽化対策を始めとした諸課題について検討を図ってまいります。

下水道事業につきましては、老朽化が進んできている柿木地区農業集落排水処理施設処理場において、本年度動力制御盤の更新事業を実施しています。今後につきましても加入促進を図りながら新しく策定する維持管理適正化計画等をもとに施設の適切な管理運営を行います。

上下水道料金につきましては、令和7年9月に議決いただきました料金改定の内容や目的について、引き続き広報等を通じて周知に努めてまいります。

下水道事業における集合処理区域外の地域においては、個人設置型合併処理浄化槽を推進してまいります。また、令和6年度より制度化した個人を対象にした排水管路設置に関する助成事業についても周知をしてまいります。併せて、広範囲にわたり放流箇所がない地域につきましても、ご要望に応じ、直営での排水管の設置を検討していき、設置困難箇所の解消に努めるとともに、既存の合併処理浄化槽設置補助金と、浄化槽維持管理費補助金制度などの助成事業を複合的に進めながら、快適で住みやすい生活環境の確保に努めてまいります。

町営住宅の整備につきましては、住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃の住宅供給と、定住の促進に向け整備を行っているところです。建設して40年を超える住宅が多く現存していることから、令和3年度に策定した第3次吉賀町公営住宅等長寿命化計画により、既存住宅の長寿命化に向けて調査、改修を実施しており、来年度は、白谷地区にあります白谷団地につきまして、長寿命化工事(外壁改修)を計画しております。また、5年目を迎える第3次吉賀町公営住宅等長寿命化計画の見直しを行い、引き続き既存住宅の適正な維持管理と住宅困窮者の解消に取り組みます。

本町と岩国市・周南市にまたがる区域で計画されている風力発電事業につきましては、以前に事業者から事業工程の見直しを行っているとの報告を受けていますが、現在に至るまで進展がない状況が続いています。本町としましては、令和7年7月1日より施行された「吉賀町風力発電事業と地域との調和に関する条例」により、災害の防止並びに良好な自然環境、

生活環境及び景観の保全を図るとともに、安全な風力発電事業となることをめざします。

再生可能エネルギーの普及導入につきましては、太陽光発電システム、木質バイオマスストーブ、太陽熱を利用した設備について引き続き補助を実施し、非化石化エネルギーへの移行を支援します。また、来年度から蓄電池設置に対する助成制度を開始することで、太陽光発電システムと併設した自家消費型のエネルギー自給についても支援します。

再生可能エネルギーとして高津川の水を利用して発電を続けている吉賀町小水力発電所(かきのきすいでんくん)につきましては、大規模改修から10年が経過しました。適切な管理のもと、順調に稼働しており、売電収入のうち2,500万円は一般会計へ繰り入れます。固定価格買取制度(FIT)が残り10年となり、その後の安定した経営の継続等にむけて関係機関と連携して要請活動や検討を進めてまいります。

地籍調査事業につきましては、国・県の予算確保において厳しい状態が続いておりますが、来年度は、継続事業の立戸1地区と立戸2地区、立河内1地区を実施するほか、新規調査地区として注連川1地区の調査を計画しており、引き続き進捗率の向上をめざします。

本町の外国人住民人口は概ね200人前後で推移しており、国籍や地域についてはベトナムが最も多く、次いでフィリピン、中国となっておりますが、他にも多種多様な国や地域の方が吉賀町で暮らしておられます。引き続き「やさしい日本語」や多言語表記、

電話通訳、翻訳機などを活用し、各国の文化や習慣に配慮した伝わりやすい情報発信に努めてまいります。

さらに、吉賀町で生活するためには日本語を使ったコミュニケーションも必要不可欠であることから、日本語教室の開催を軸に外国人住民の地域イベント等への積極的な参加を促進し、地域住民の皆さまと直接交流する機会の創出を推進してまいります。互いに尊重し合う多文化共生社会実現のための人権啓発につきましても、教育委員会ははじめ各学校、各種団体等と連携しながら進めてまいります。

【健康で安心して暮らせるまちづくり】

次に、『健康で安心して暮らせるまちづくり』についてであります。

安心して子どもを産み育てる環境づくりにつきましては、ここ数年は出生数が横這いから減少傾向に転じており、本年度は21人の見込みです。従来から実施している子育て支援策は一定の成果を上げていると評価していますが、今後も安定的な出生数維持に向けて、施策の充実等が必要と考えています。そのため、令和6年度に策定した吉賀町子ども計画に基づき、子育て世代及び子どものニーズや有識者等の意見をしっかりと反映し、子育てしやすいまちづくりの実現を推進してまいります。そのための体制整備として、令和6年度より保健福祉課内に設置した吉賀町子ども家庭センターを中心に、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、児童福祉と母子保健の一体的支援を進めてまいります。

また、本年度から島根県が子ども医療費助成対象を小学校卒業から中学校卒業までに拡充したことに伴う、新たに生じた財源を活用する子育て支援施策として、2つの事業を引き続き実施してまいります。1つは、町内法人保育所に対して吉賀町保育所等主食費補助金を交付し、主食費の無償化を行います。この取り組みにより、乳幼児から中学生までの給食費の無償化が実現し、学校給食と同様に主食を町内産有機栽培米とすることで、こどもたちの健康を守り、安心・安全な食事を通じて、豊かな心と体を育む食育の推進につながると考えています。もう1つは、子育て世帯に対して育児用品レンタル助成補助金を創設し、子育て中の短い期間しか使用しないベビーベッドやマットレス等の育児用品のレンタル費用について、こども1人につき上限4万円の助成を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

さらに、来年度より子ども・子育て支援法に基づく新たな事業として全国で展開される「乳幼児通園支援事業」いわゆる「こども誰でも通園制度」が開始されます。この事業は、こどもの育ちを地域全体で支えるという考え方のもと、0歳6か月から満3歳未満のこどもが利用対象となり、希望するご家庭が月一定時間までの利用枠の中で就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育所を利用できる制度となっています。対象のご家庭の皆様が気軽に利用できるよう実施体制の整備の充実を図ってまいります。

このほか、豊かな自然を活用した子育て支援の一環として木育を推進し、町内の小・中・高校生を対象とした森林・林業学習を引き続き実施してまいります。さらに、来年度からは保育所において「木の端材を使ったものづくり」や「かんなくずプール」など園児が木に触れ楽しめるワークショップを新たに実施いたします。財源には森林環境譲与税を活用し、幼少期から木の温もりや手触り・香り等に親しむことで感覚の発達を促すとともに、ふるさと

への愛着や豊かな心の醸成に繋げてまいります。

健康づくりにつきましては、特定健診受診率が7年続けて54%を超えており、県内トップクラスの受診率となっています。来年度も引き続き、特定保健指導の利用率及び精密検査受診率の向上を図り、生活習慣病の発症予防、重症化予防を推進してまいります。

がん検診につきましては、より多くの方に受診していただき、早期発見、早期治療につながるよう、受診しやすい実施体制整備を推進してまいります。また、令和4年度から実施している大腸がん検診無料化の継続のほか、令和6年度より実施している、結核・肺がん検診ヘリフト付き車両を一部日程で配備いたします。検診車への乗降に不安がある場合はリフトで乗降をサポートいたします。また、座位や臥位の姿勢での検査も可能となりますので、ぜひご利用いただければと思います。

また、令和5年度より吉賀町食育推進計画、母子保健計画、自死予防対策行動計画、データヘルス計画の4つの計画を統合した、第3次いきいき21吉賀町健康づくり計画を策定し計画を推進しています。PDCAサイクルによるしっかりとした検証評価を実施し、引き続き、誰もがこころ豊かに安心していきいきと安全に暮らせるまちをめざして、ライフステージに沿った健康増進、生活習慣病予防・重症化防止及び介護予防に力を入れ、平均寿命や65歳時平均自立期間の延伸を実現してまいります。

新型コロナウイルス感染症を始めとする、様々な感染症に対する取り組みとしては、国の動向を注視しながら、引き続き感染防止対策や感染により療養が必要な方が安心して生活できるた

めの支援を実施してまいります。その中で、水痘ワクチン・帯状疱疹ワクチン予防接種が本年度から65歳以上の一定年齢について定期接種となりましたが、50歳以上の任意接種対象者を含め予防接種に要する費用の一部を助成する制度を、来年度も引き続き実施してまいります。また、来年度から定期接種となる小児のRSウイルス感染症予防のための妊婦への予防接種についても助成を開始し、住民の健康増進の保持及び経済的負担軽減を図ってまいります。

地域医療につきましては、よしか病院及びよしか介護医療院を開設し、丸二年が経過しました。

両施設は、医療法人カタクリ会が指定管理者となって運営しており、吉賀町唯一の病院として、地域の医療体制の中心的役割を担っていただいています。木谷理事長をはじめ、法人役職員の皆様の献身的な取り組みに対し、改めて感謝申し上げます。

引き続き、町民の皆様が住みなれた地域で生涯を通じて、健康で安心して暮らせる持続可能な地域医療・介護提供体制の構築に向け、医療法人カタクリ会とともに益田圏域の医療・介護体制の連携及び機能分担を進めてまいります。

また、かかりつけ医として日常的な健康管理や初期診療を行われている町内診療所との病診連携についても、包括的で一貫性ある医療サービスを提供できるよう、鹿足郡医師会やその会員である各診療所と連携してまいります。

よしか病院及びよしか介護医療院では、医療法人カタクリ会がめざすコミュニティホスピタルの役割を果たすため、引き続き総合診療科を軸とした診療体制に取り組み、地域包括ケア、在宅

医療、訪問診療、看取りまで一貫して取り組んでまいります。

入院機能については、回復期を中心としながら幅広い受入れを進めるため、益田圏域内をはじめ、近隣の医療機関と入退院等の連携を推進してまいります。

よしか病院は本年1月に地域医療拠点病院の指定を受けました。これに合わせ、地域医療拠点病院が行う事業の一つとして、無医地区(上高尻地区・下高尻地区)への巡回診療を本年1月から開始しました。

また、昨年8月から歯科訪問診療を開始し、まずは居住系施設のアサくらグループホーム及び養護老人ホーム銀杏寮で診療を実施しています。

引き続き、町内の医療機関への通院が困難な方への対応について、町内医療機関、関係機関とも協議を行い、巡回診療や訪問診療の充実など、無医地区での診療対応に向けた取り組みを進め、町内全域の医療体制の強化に繋げてまいります。

医師の確保につきましては、引き続き大変厳しい状況ではありますが、医療法人カタクリ会と連携して、島根県への医師派遣の要望をはじめ、近隣の大学医学部への派遣要請、県内の各医療機関との連携、島根大学医学部地域枠の町出身医師及び医学生との面談や意見交換などに取り組み、今後の診療体制に影響が出ないようにしっかりと対応していきたいと考えております。

また、よしか病院開設以降引き続き医師として勤務していただける先生方に改めて感謝するとともに、多様な関係者と連携した取り組みができている強みを生かして、医師を志す人材の育成を進め、将来の医師確保に繋げてまいります。

看護師をはじめとする医療介護従事者の確保については、引

き続き最重点課題の一つであります。医療法人カタクリ会と連携し、まずは離職防止の取り組みとして、医療介護従事者が健康で安心して長く働くことができる職場環境の整備、点検等を引き続き行ってまいります。

新規採用にかかる職員確保については、吉賀高等学校をはじめ、町出身の学生への修学資金制度の周知・活用によりサクラムスプロジェクトの取り組みに繋げることや、近隣の大学・専門学校などの養成施設等への訪問を積極的に行うほか、よしか病院への実習や職場見学等を希望する看護師及び看護学生等に対して旅費の一部を助成する事業も新たに計画しています。こうした活動の中で、町の移住・定住施策も併せて説明することにより新たな人材の確保に取り組みます。

また、少しでも地域医療に興味を持っていただく目的で、よしか病院の医師をはじめとする医療介護従事者に協力いただき、小中学生及び高校生など若い世代への地域医療教育の講師派遣や医療現場体験の受入れなどについて、引き続き積極的に取り組んでまいります。

吉賀町の医療を守るため、住民自らが地域医療について学び、守り育てる取り組みと、住民と医療・福祉・行政をつなげ、いつまでも健康で住み続けるための対話の場をつくることを目的として「吉賀町の地域と医療をつなぐ会」が活動されています。今年度も将来の医療やケアについて考え、最期の過ごし方を話し合っていくACP(アドバンス・ケア・プランニング)について考える人生いろいろ会議、医療従事者確保の問題を切り口にしたオータムセミナー、よしか病院内で新たに開設した「つながるカフェYoshika」など町と医療法人カタクリ会等と協力して開催しました。来年度も引き続き、様々な取り組みを関係機関とともに連携して

進めてまいります。

新病院の建設につきましては、施設の老朽化を踏まえれば、早期の建て替えが必要な状況に変わりありません。財源の確保と人口動態や町の財政力等を踏まえた適正な施設規模の再検討を進め、町民の皆様のご意見をいただきながら概ね10年を目途に建設に取り組むこととしています。昨年10月に実施された国勢調査の結果や国の新たな地域医療構想などの全国的な動静も踏まえて再検討を進めてまいります。

地域福祉につきましては、本年度に第4期吉賀町地域福祉計画、活動計画を策定し、第3期計画に引き続き、一人ひとりの不安や悩みに対する総合相談支援体制づくり、ボランティア活動の育成や充実、人口規模に応じた福祉サービスの再構築の検討など、住民の相互扶助による住みよい地域共生型社会の実現をめざしてまいります。成年後見制度については、吉賀町社会福祉協議会と連携し一層の利用促進を図るため、吉賀町成年後見センターを核として、広報、相談業務の実施、受任候補者の調整、後見人支援などの取り組みを引き続き進めてまいります。また重層的支援や生活困窮者対策事業についても、受託先の吉賀町社会福祉協議会等と連携し、引き続き地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズへの対応や、自立に向けた対策の充実強化を図ってまいります。

障がい者福祉につきましては、第4期吉賀町障がい者計画の基本理念である「みんなが自立し、その人らしく生き生きと、安心して快適に共に暮らせるまちをめざす」を実現するため、引き続き吉賀町障がい者総合支援センター等を活用し、町内外の身

体・知的・精神に障がいのある方々が、就労継続支援や総合相談支援等に加え、ゆとりのある施設空間を活用し、生活介護事業や日中一時支援事業等のサービスを総合的に利用でき、地域生活支援拠点施設となるよう指定管理者である社会福祉法人よしかの里福祉会等との連携強化を図ってまいります。また、令和5年度に制定した吉賀町手話言語条例に基づき、手話に対する理解及び手話文化の普及をもって、障がいの有無に関わらず全ての町民が基本的人権を有する個人として尊重され、地域で支え合いながらお互いの人格と個性を尊重し合うことができるまちの実現をめざしてまいります。

高齢者福祉につきましては、これまでの日常生活圏ニーズ調査の結果に基づき、住み慣れた自宅や地域においての自立した生活が継続できるよう、吉賀町高齢者介護予防・地域支え合い事業による各種事業を進めてまいりました。より支援を強化するため、来年度までの時限事業ではありますが、国の重点支援地方交付金を活用し、高齢者及び障がい者世帯の方に対するエアコン購入費補助金の交付を実施しています。また、昨年度より創設した難聴高齢者に対する補聴器購入助成事業及び家族介護者支援事業、買物支援サービス等を引き続き実施し、地域行事等への参加控えの解消や、住み慣れた自宅での生活継続に繋げ、高齢者の健康づくりや、介護・認知症予防を実現してまいります。

国民健康保険事業につきましては、保健事業の取り組みでは、被保険者の皆様のご理解ご協力により、特定健診受診率はここ数年県内でも上位に位置しております。これらの評価は、保険者努力に対するインセンティブ交付金にも反映されています。この

財源等を活用し、来年度も引き続きAIを活用した特定健診個別勧奨や特定健診自己負担額無料化を実施し、併せて大腸がん検診の無料化を令和9年度まで延長することにより、さらなる健診受診率向上及び疾病の早期発見・早期治療による医療費抑制と健康増進につなげてまいります。

また、本年度より事務処理システムの標準化が図られたことから、国民健康保険事業をはじめ、それ以外の業務でも安定した稼働が求められています。住民の皆さまに影響がないよう、業者等と連携し対応してまいります。さらに将来的な県内での保険税率統合など、国、県レベルでの国民健康保険を取り巻く様々な改正や見直しが見込まれています。これらの改正等により被保険者の利便性の向上が図られるよう関係機関と調整を進めてまいります。

後期高齢者医療保険事業につきましては、令和5年度から生活習慣病等で服薬治療をされている方も健康診査を受診いただけるよう事業対象者を拡充しており、本年度の受診率は昨年度を上回る見込みです。今後も島根県後期高齢者医療広域連合との連携を図り、未受診の方々へのアプローチを積極的に実施し、受診率向上をめざしてまいります。また、この受診結果を活用し、被保険者の皆様のフレイル予防、介護予防等に寄与するよう、令和5年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を実施しています。来年度も引き続き骨折・転倒に重点を置き、関係機関との情報共有やデータ分析に基づく事業に取り組み、健康増進や医療費抑制に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、第9期介護保険事業計画に基づき介護給付費適正化を進め、従来から実施している介護予防

事業の充実強化に加え、ケアプラン点検の実施、在宅医療・介護連携等を図り、安定した介護保険事業の運営をめざしてまいります。また、来年度は第10期介護保険事業計画を策定する年に当たります。計画策定にあたりましては、島根県や圏域内保険者をはじめとした関係機関との連携はもとより、人口動態や要介護認定者数の推移等から必要なサービス種別や介護保険料との調整を行いつつ、65歳以上人口や要介護認定者数等の将来推計、現行サービス基盤の見直し等の検討作業を含め、将来にわたり安定した生活を構築できるよう、医療・介護など日常生活の支援を提供する「地域包括ケアシステム」をより一層強化してまいります。

【魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくり】

次に、『魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくり』についてであります。

農業振興対策につきましては、近年、気候変動の影響による高温や豪雨等の異常気象が常態化し、作物の収量や品質、農業生産性への影響が一層顕在化しております。加えて、担い手の高齢化や慢性的な労働力不足、さらには資源価格の高騰や円安の影響により、肥料・燃料など生産資材の高止まりが続ぎ、農家経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

こうした中、生産性の向上と持続可能な農業の確立を図り、将来にわたり安定した農業経営を支えていく施策の重要性は、これまで以上に高まっております。

そのため、本町では「吉賀町農業振興ビジョン」を、第2次

吉賀町まちづくり計画における農業振興の部門計画と位置づけ、本町がめざす農業の将来像の実現に向け、これまで実施してきた各種事業を着実に継続するとともに、地域の実情に即した取り組みを進めてまいります。

主食用米につきましては、近年、コロナ禍後の需要回復に加え、高温等の気象条件による生産量や品質の影響等が重なり、例年と比べ大きな価格の上昇がみられております。一方で、需給や気象条件による影響を受けやすい状況にあることから、経営の安定化を図るため、水田活用直接支払い交付金等も活用し、引き続き収益性の高い水田園芸への転換に向けた取り組みを進めてまいります。

水田園芸の取り組みにつきましては、本年度に引き続き農産物物流強化のために集出荷を行う事業者の販売経費の一部を支援し、持続可能な流通体制を構築して、集出荷しやすい環境づくりをめざします。

国が進める「みどりの食糧システム戦略」を踏まえ、全国的に環境負荷低減に向けた取り組みが進められております。本町におきましても、令和5年4月に「オーガニックビレッジ宣言」を行い、関係機関と連携しながら有機農業の推進に取り組んでおります。小中学校における「オーガニック給食の日」につきましては、取組が定着してきており、引き続き実施してまいります。また、来年度も、保育所に有機米を提供し、子どもたちの食をめぐる環境をより安心・安全なものとするとともに、地産地消の推進につなげてまいります。

さらに、来年度からは有機農産物の認証制度の構築に取り

組み、オーガニックビレッジの実現にむけて生産者の確保や、取り組み面積の拡大を図ってまいります。

加えて本年創業23周年を迎えるアンテナショップにつきましては、旧津和野街道沿いという立地特性を生かし、廿日市市をはじめとした交流人口の拡大において重要な役割を担う施設であると認識しております。今後も吉賀町の魅力を発信する情報発信拠点として、また、農産物の流通拡大の中核として、さらなる充実を図ってまいります。

また、地元農産物のPRなど産直事業の更なる活性化を図るため、引き続き道の駅等に集落支援員を配置し、集客の強化や商品開発、販路開拓等を行ってまいります。

担い手の確保や今後の地域農業をどうするかといった課題につきましては、町内5つの公民館単位で地域計画を策定し、すでに取組を進めているところであります。今後は、地域の実情や営農環境の変化を踏まえながら、計画内容の検証と見直しを行い、より実効性の高い計画となるようブラッシュアップを図ってまいります。そのために、日本型直接支払制度を活用した農業・農村の多面的機能の維持に向けた取り組みをはじめ、集落営農の組織化や法人化等への支援を引き続き行うとともに、来年度も、農業用機械等の整備について支援を実施してまいります。

また、国や県の事業を最大限活用しながら、新規就農の相談から定着まで切れ目のない支援を行うとともに、来年度から地域おこし協力隊制度を活用した農業担い手育成事業に取り組み、将来にわたり地域農業を支える中核的担い手の確保につなげてまいります。あわせて、自営就農や雇用就農、半

農半X等、多様な就農形態による担い手の育成・確保を図り、担い手の経営強化に取り組んでまいります。

カントリーエレベーターにつきましては、建設後30年が経過しており、現在、島根県農業協同組合において5ヶ年計画による改修計画が進められております。本町といたしましても、水稻生産を支える地域の基幹施設であると認識しており、今後必要な支援を行ってまいります。

農業農村整備事業は、県営による圃場整備事業の取り組みを進めます。具体的には、農業競争力強化基盤整備事業で真田地区、農地中間管理機構関連農地整備事業で吉原・坂折地区の圃場整備事業を推進するとともに、抜月河内地区及び真田七村地区の事業化に向け、島根県、地元関係者と連携し新規採択へ向けて取り組みを進めます。

一昨年被災した平田頭首工につきましては、現在、第1期工事を施工しておりますが、引き続き、第2期工事を発注し、来年度中の完成をめざします。この間、広石地区の営農に支障が出ないように努めてまいります。

鳥獣被害対策につきましては、豚熱の影響により一時的に減少していたイノシシによる被害が、近年、再び増加傾向にあります。引き続き、狩猟クラブをはじめ関係機関と連携し、計画的な捕獲や被害防止対策に取り組んでまいります。また、サルによる被害に加えシカの日撃情報も増加しており、今後は農業被害にとどまらず、林業被害の防止対策についても一層の強化が必要であると認識しております。さらに、ツキノワグマにつきましては錯誤捕獲や里山付近での目撃が引き続き確

認されており、近年では、東北地方を中心とした自治体において人身被害の防止を目的とした緊急銃猟が実施されるなど、全国的にも対応が求められる状況となっております。本町におきましても、動物用GPS発信機や暗視カメラ等を活用した生息状況や行動把握を進めるとともに、関係機関と連携し、緊急銃猟マニュアルの策定及び実施体制の構築を行い、住民の安全確保を最優先とした適切な対応に努めてまいります。

その他、地域や個人が実施する防護柵の設置など、鳥獣被害防止対策に対する助成につきましても、引き続き実施してまいります。

「つなぐ柵田遺産」に認定されている大井谷の柵田につきましては、柵田が有する国土保全や景観形成、生物多様性の保全など多面的な機能への理解を一層深めるため、今後とも地域と連携しながら、積極的な維持・保全に向けて取り組みを進めてまいります。

林業振興対策につきましては、本町の課題である地域森林の適切な維持管理と森林資源の有効活用を進めるため、令和3年度から地域おこし協力隊制度を活用し実施してきた森師研修制度において、昨年度初めて育成した隊員が卒業を迎えました。この卒業生の定着を図り、町の森林整備と木材振興の課題解決をするために、町と民間企業が共同で出資し、林業事業体「森の環」を設立いたしました。本事業体では、素材生産・作業道開設に留まらず、製材・加工・販売までを見据えた6次産業化をめざし、多角的な事業展開の検討を進めるとともに、民間企業と連携しながら、この地域の実状に即し

た持続可能な林業経営の確立を図ってまいります。今後は、この「森の環」を本町林業振興の中核的な担い手として位置づけ、各種振興策を実践してまいりたいと考えています。また、総務省の地域活性化企業人制度を活用し、本年度から株式会社トビムシより2名の派遣、株式会社東京・森と市庭から1名の派遣を受け、3名体制で林業振興対策に取り組んでいます。来年度も引き続き、この体制を継続し、林業振興対策の充実・強化を図ってまいります。

併せて町の森林管理をより専門的な知見に基づいて進めるため、本年度から地域林業指導員を集落支援員として採用しており、引き続き指導・助言体制の充実を図ってまいります。

さらに、航空レーザ測量等による高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備につきましては、これまで国や県に対し継続的に要望活動を行ってきた結果、本年度、島根県を実施主体として六日市エリアにおいて事業が実施されました。一方で、この県事業のみでは町全域をカバーすることができないことから、残る柿木エリアにつきましては、益田管内3市町で採択を受けている国土交通省の「地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)」を活用し、関係市町と連携しながら内閣府の「地域未来交付金」の活用を視野に入れた事業申請を予定しております。本交付金を活用することで、有利な補助率での実施と、早期に町全域整備が見込まれることから、引き続き協議を重ね、速やかに事業実施につなげてまいりたいと考えております。

林業専用道の整備につきましては、県営で整備する幸地

立河内線について、全体計画6,860mのうち測量設計を終えた区間のうち、すでに700mが工事発注されており、来年度には、さらに150mの工事着手が予定されていると伺っております。また、団体営(町)で整備する林業専用道幸地立河内支線につきましては、本年度に32mの工事を発注しており、来年度も60mの工事発注を計画しております。引き続き事業完成に向け地元関係者・島根県と協議しながら進めてまいります。

また、令和4年度から、森林施業の推進、効率化はもとより、山地災害の防止機能及び維持管理性の向上を図るため、林道舗装事業にも取り組んでいます。来年度は、滑峠線600m、事業費5,512万円、麦山線884m、事業費3,500万円で、事業期間は令和10年度までの計画としています。

商工振興対策につきましては、小規模事業者等への支援、起業・創業者への支援、住宅改修支援事業補助等を、本年度に引き続き行ってまいります。その他、プレミアム商品券発行事業につきましても来年度3,500セット分の助成を行います。また、独自の支援策として始めた移動販売事業に係る経費の一部を支援する取り組みにつきましても引き続き行ってまいります。

吉賀町商工会柿木支所につきましては、会館の老朽化に伴い、柿木庁舎への事務所移転が完了しております。これにより、吉賀町商工会利用者の利便性及びセキュリティの向上が図られるとともに、町と商工会職員との連携がより密になり、事業の継続・拡大や新規事業に関する相談等について、これまで以上

に迅速な支援が可能となっております。

国内経済は、本年度においても、賃上げの動きや設備投資の持ち直しなど、緩やかな回復基調が続いているものの、物価上昇の影響が依然として続いております。このため、町内においては、原材料費やエネルギー価格、食料品・生活必需品の価格上昇が家計や事業活動に影響を及ぼしており、個人消費の回復が十分とは言えない状況が続いています。こうした状況は、町内事業者の経営に引き続き大きな影響を与えております。そのため、国の重点支援地方交付金も有効に活用しながら、引き続き関係機関と連携を密にし、町内における商工振興対策に取り組んでまいります。

町内企業における労働者の確保は、重要な課題となっております。吉賀町人材確保定着推進協議会や益田鹿足雇用推進協議会が中心となり、採用活動の支援、学校と連携したインターンシップや企業ガイダンスなどを実施し、課題解決に向けて取り組んでいきます。また、特定地域づくり事業は、吉賀町複業協同組合が設立された後も、引き続き町内の求人ニーズについて調査を行ってまいります。

従業員の住居の確保につきましては、民間賃貸住宅整備補助事業により企業のニーズに即した対応を進めてまいります。

観光振興につきましては、町外においては引き続き株式会社モンベルとの連携や、広島東洋カープの「わがまち魅力発信隊」、サンフレッチェ広島の「PRブース」、「しまねふるさとフェア」などへ参加し、特産品PRと併せて吉賀町の情報発信を行ってまいり

ます。町内においては「きん祭みん祭農業文化祭」を、本年度と同様に学校と連携するなど、来場者が楽しみながら、地域の活性化につながるように、実行委員会とともに取り組んでいきたいと考えています。併せまして、町内外に向けて町の公式LINEを活用し、情報発信や誘客に向けても取り組んでいきたいと思えます。

また、廿日市市・津和野町・吉賀町で構成される津和野街道交流協議会につきましては、令和5年度の調印式以降、フォトコンテストや津和野街道マルシェ、3市町首長によるトレッキングなどの事業を展開するとともに、廿日市市からのバスツアーも継続して実施しており、山陽方面での知名度向上に期待しているところです。

本年度から加入した広島広域都市圏の取り組みについては、広域都市圏で実施されている幅広い事業に参画しており、観光面では神楽などの地域資源を圏域全体で活用する施策に取り組んでいきます。

また、昨年10月に宇部市と自治体間連携協定を締結しました。UBE現代日本彫刻展を中心とした文化芸術に関すること以外に、相互の地域の魅力発信や地域経済の活性化につながる取り組みをしていきたいと考えています。

町の魅力を広く情報発信し知名度向上を図ること等を目的として、吉賀町ふるさと応援大使を3名の方に委嘱しており、引き続き情報発信を行っていただきながら、町や地域団体と連携した地域のスポーツ・文化イベントの実施等を行います。

関東圏やお盆の時期の関西圏への窓口である、萩・石見空港の利用促進に向け、空港乗合タクシーや助成制度を活用し、萩・石見空港利用拡大促進協議会とともに利用者の増加に向け取り組んでまいります。

道の駅につきましては、令和8年1月より島根県「道の駅」連絡会の会長職に就任いたしました。第3ステージや地域防災拠点として道の駅の役割が広がる中、島根県全域の道の駅の活性化につながるよう、取り組んでまいります。

温泉施設を中心として交流人口の増加に取り組んでおりますが、施設の多くが老朽化し、毎年多額の修繕費の負担が見込まれます。これらの施設を全て利用していくのかを含め、今後の方向性の検討を始めていきたいと思っております。

【人と歴史を大切にしていきて暮らせるまちづくり】

次に、『人と歴史を大切にしていきて暮らせるまちづくり』についてであります。

教育の振興につきましては、令和4年3月に策定された第2期吉賀町教育振興計画に則り、「ふるさとでの学びや体験をもとにした、明日の吉賀町を支える人材(財)の育成」を基本理念に進めてまいります。

まず、教育環境の整備と充実に向けての人的措置(人員配置)であります。小学校では、単式学級・複式学級を繰り返す学年は指導内容が複雑になること、また特別支援学級で

多学年・複数児童が在籍する場合も同じく指導に一層のきめ細やかさが必要になるため、非常勤講師の配置を計画します。さらに、児童生徒の生活上及び学習上の困難を改善・克服するための支援を行う特別支援教育支援員を配置し、学校における学習環境の一層の向上を図ります。

その一方、学校内外で課題を抱える児童生徒については、そのこどもたちを取り巻く環境への働きかけを行うスクールソーシャルワーカーを複数配置し、関係機関とも連携しながら課題解決に向けて取り組んでまいります。

また、朝倉小学校の改修工事について、令和2年3月に策定いたしました「吉賀町学校施設の長寿命化計画」及び建築基準法第12条に規定する建物検査結果の指摘事項に基づき、朝倉小学校施設の安全対策に向けた改修工事を進めることといたします。

次に、「確かな学力育成」に向けての物的措置(設備・備品・教材)についてであります。教育の情報化に向けたICT機器については、電源立地地域対策交付金事業を活用して老朽化した電子黒板の更新を引き続き進めることとし、国による学習者用デジタル教科書の供給に合わせて教師用デジタル指導書も充実させ、こどもたちがより分かりやすい、先生方がより指導しやすい環境整備に努めてまいります。また、国が推進するGIGAスクール構想も二期目に入りました。将来を担うこどもたちにとって、タブレット端末は鉛筆やノートと並ぶ必需品であり、教育活動に不可欠な存在となっています。吉賀町では、本年度から始まっているタブレット端末の更新においても、こどもたち一人ひとりに最適な教育環境を実現するため、

より性能の高いものを導入してまいります。

その一方、学校図書についても一層の充実を図り、デジタルだけではない紙の本の良さも味わってもらいながら、こどもたちの豊かな感性を育成してまいりたいと思います。

児童生徒の学力につきましては、全国学力・学習状況調査及び町学力調査において、近年成果が着実に表れております。本年度からは、従前の県学力調査が児童生徒の学習のつまずきの要因等を把握する「たつじんテスト」に変わり、より効果的な支援が得られると期待しているところです。併せて、豊かな自然環境や温かな人的環境を活かした吉賀町ならではのふるさと教育を地域と連携しながら一層推進していきます。

コミュニティスクールの導入につきましては、本年度から六日市小学校をモデル校として先行導入を行いました。コミュニティスクールとは、小中学校に学校運営協議会を設置し、学校と地域が学校運営や育みたい力を共に考え実践し、「地域とともにある学校」づくりをめざすもので、当町では令和10年度までに全校への設置を目標としています。モデル校の実践の更なる充実と、多角的な検証を行い、他校がスムーズに、効果的に導入できる環境を整えてまいります。具体的には、教育委員会所属のサポーターを配置して学校に伴走しながら、導入に向けた環境構築と気運の醸成に努めてまいります。

学校給食においては、「オーガニック給食の日」を継続して実施し、産業課や生産者団体等と連携を図りながら、より多くの町

内産農産物・有機農産物が提供できるような供給体制の充実に努めてまいります。食を提供する調理場施設についても、将来にわたって「安心・安全」な学校給食を提供できる在り方について検討を重ね、すでに基本構想案は完成しています。今後は、各関係機関の承認を受けたうえで来年度から確実に業務を進めてまいります。

また、サクラマスプロジェクト事業につきましては、引き続き学校と家庭、地域が連携し、世代を超えた多様な学びを通じた人材育成を推進してまいります。

これまでは、こどもたちをどう育てるかという視点で、川を下る前のヤマメに対する取り組みに重点がおかれていました。これからは、全ての人々が生き生きと暮らせる川づくり、大きく育ったサクラマスたちが「戻ってきたい」、「戻って来られる」川づくり、すなわち「まちづくり」の視点で取り組みを広げていくことが求められています。

そのためには、町行政はもちろん、職種を超えた連携や協働が必要となります。進むべき方向を見定め、関係者と対話を重ねながら実践を積み重ね、持続可能な仕組みや体制づくりに努めてまいります。

中学校部活動については、少子化に伴う部員数の減少や指導者確保の難しさ、地域展開など、学校だけでは解決できない課題が顕著となっており、その在り方についての議論が各地で進められております。

本町においても島根県の計画に基づき吉賀町部活動検討委員会を設置し、部活動の地域展開に関して、協議・検討を行い、来年度中には、こどもたちの活動保証と先生方の働き

方改革を踏まえた、計画を策定してまいります。

吉賀高等学校の支援につきましては、「小さな学校で大きな夢を」の実現に繋がる取り組みを引き続き進め、地元から愛される高校をめざしてまいります。しかしながら、入学者の確保という点では大変厳しい状況が続いております。吉賀高等学校はもちろんのこと、昨年、組織体制を改編した吉賀高等学校支援協議会を中心に関係機関との連携をより一層深めながら高校の魅力化向上に努めてまいります。

読書活動の推進につきましては、町立図書館の更なる充実を図るために、学校司書との連携や研修に取り組みます。第2期「吉賀町子ども読書活動推進計画」に則り、本や図書館が身近にある環境の整備に努め、読書活動をもとに人生をより深く生きる力を身につけるこどもの育成に努めます。

人権教育につきましては、第2次改定を行った吉賀町人権施策推進基本方針に則り、すべての人の人権が尊重され共に支え合う「共生の心」の醸成・「人権という普遍的な文化」の創造をめざし、町民の皆さま一人ひとりに人権感覚を磨いていただけるよう、関係機関と連携し、あらゆる場を通じた人権教育・啓発活動の推進に努めてまいります。当町が人権教育の柱として取り組んできたハンセン病問題につきましては、感染症等の影響により長く実施できなかつたハンセン病療養所訪問研修を、本年度から再開しました。引き続き、正しい知識の普及・啓発に向けた学習機会等を確保するとともに、自ら行動できる人づくりに努めてまいります。

社会体育につきましては、まず令和12年(2030年)に開催される「島根かみあり国スポ・全スポ」についてであります。

現在基本計画の策定業務を委託していますが、この計画をもとに、施設改修及び大会運営の方針を決定のうえ、来年度には施設整備の実施設業務を発注し、令和9年度より改修工事を行う予定です。

大会前年度に行うプレ大会まで後3年となり、先催県への視察等により情報収集に努め、円滑な運営ができるよう準備を進めてまいります。

「第21回よしか・夢・花・マラソン大会」につきましては、4月26日(日)に開催いたします。参加定員は600人程度の参加を見込んでいます。多くのボランティアスタッフのご協力、町内中高生の積極的な参画により大会が運営できていますので、引き続きご協力をお願いいたします。

文化財保護につきましては、文化財審議会のご意見を伺いながら保護に努めてまいります。看板等の修繕・設置につきましても引き続き進めてまいります。

また、文化振興につきましては、森英恵氏や澄川喜一氏をはじめとする郷土出身の方々とのご縁を生かしながら、芸術活動を推進してまいります。近隣にある島根県芸術文化センター「グラントワ」や、山口県民文化ホールいわくに「シンフォニア岩国」といった芸術文化施設との連携や宇部市との自治体間連携、広島広域都市圏連携等を活用し、こどもたちをはじめ町民の皆さまが様々な芸術文化に触れ、豊かな体験を得られるよう、機会の創出に向け取り組みを進めてまいります。

【協働と交流でいきいきと暮らせるまちづくり】

次に、『協働と交流でいきいきと暮らせるまちづくり』についてであります。

公民館を拠点とした地域づくりの推進につきましては、「自立した人たちによる持続可能な地域」の実現に向け、取り組みを進めてまいりました。公民館職員にあつては、より質の高い専門人材となり各地域において活躍できるよう、引き続き研修の充実を図ってまいります。また、各地域におかれては、それぞれに特色ある人づくり、地域づくりに関する取り組みが実践されております。それぞれの特色を活かしながら、より地域の状況や時代に沿った取り組みが行っていただけるよう、地域の主体性を尊重しながら公民館や行政による伴走支援を行ってまいります。

なお、公民館長及び主事に欠員が生じている館につきましては、それぞれ人選や募集を行っているところであります。できる限り早期の補充を行い、円滑な業務執行体制の確保に努めてまいります。

蔵木公民館につきましては、旧蔵木中学校に集約をする計画のもと、当該施設の利活用のあり方と用途変更に係る改修の検討を行ってまいりました。来年度においては、住民の皆さまとの協議を一層密に行いながら、地域の交流拠点施設改修に向けた準備を進めてまいります。

自治会活動につきましては、このままでは自治機能が形を成さなくなる懸念があります。各自治会と現状を共有し、今後地域

としてどうありたいかを住民同士で話し合うなどといったきっかけづくりをしていきたいと考えています。

地域再生推進法人「一般社団法人高津川てらす」との官民連携は3年が経過しました。地域住民、事業者、行政が対話をして、お互いの違いを理解したうえで一つ一つ確認しながら事業を積み上げていくことが重要だということを改めて感じています。これまでの経験から学んだことを活かすため、今までの考え方や手法などに囚われず、官民連携に集うパートナーを増やし、よりよい取り組みに変えていきます。

また、「高津川てらす(旧六日市医療技術専門学校)」は、当面の間、直営での運営とし、「一般社団法人高津川てらす」によるトレーニングジムとしての活用など交流拠点として活用され始めた流れを継続していきたいと考えています。「まちの駅構想」についても官民連携によって具体化を進めていきたいと考えています。

男女共同参画社会の実現をめざしていく中で、未だ社会に残る男女格差に挑むことは、人権と多様性を尊重するまちづくりには欠かせません。引き続き、吉賀町男女共同参画サポーターと連携を取りながら、第3次吉賀町男女共同参画計画に基づいた取り組みを着実に実行し、ジェンダーギャップの解消、イクボスの普及・啓発に努めてまいります。本計画の目標達成のためにも、推進体制の連携・強化を図り、町に関わる全ての人の「えがお・しあわせ・生きやすさ」をめざします。

【行財政対策】

最後に、『行財政対策』についてであります。

町税などの徴収対策につきましては、納付期限内に納付している町民の皆さんに不公平が生じないように徹底した滞納整理を実施します。

徴収については、徴収担当職員及び各債権担当者の連携による徴収対策に努めます。滞納者に対しては、文書による督促催告、実態調査および訪問や電話による納付交渉、分納など柔軟な対応を行い、滞納発生抑制と速やかな解決を図り、債権共同徴収対策委員会で情報の共有、共同臨戸など、滞納金額の縮減に取り組んでまいります。

その他、滞納の解消に結び付く有効な対策について、内部研修及び県や他自治体との共同研修への参加といった担当者のスキルアップを図る取り組みを行うなど、全庁一丸となって対応を進めてまいります。

職員の人材育成につきましては、本年度改定した人材育成・確保基本方針に定めた「自ら主体となって考え行動できる職員」と「風通しの良い職場」をめざし、これからの職員及び職場のあるべき姿を追求してまいりたいと思います。

人事及び組織機構につきましては、本年度改定した第5次吉賀町定員適正化計画に基づき定員管理を行ってまいります。また、組織機構については、令和9年4月の再編に向け作業を進めてまいります。益田地区広域市町村圏事務組合に引き続き職員1名を、そして島根県後期高齢者医療広域連合に職員1名を派遣します。

行財政改革につきましては、第5次行政改革計画・財政健全化計画に基づき、行財政改革推進本部を中心に、6つの委員会を推進主体として取り組みを進め、町を取り巻く環境の変化や厳しい財政状況に対応しつつ、確かな行財政基盤の確立をめざしてまいります。

財政運営につきましては、財政健全化計画の基本方針である「自立し、持続可能で、透明な財政運営」の確立をめざします。来年度は第2次まちづくり計画と第2期総合戦略、そして公共施設等総合管理計画の改定を行いますので、これらの計画の整合を図りつつ、中長期的な視点を踏まえ、具体的な取り組みにつながるよう努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、年度で申し上げますと、令和5年度が640件、1,095万4千円、令和6年度が1,200件、2,534万6千円、令和7年度は4月から12月末までで、941件、1,696万8千円となりました。令和6年度は大口寄附をされた方がおられ寄附額が伸びたという状況があり、また令和7年度はふるさと納税仲介サイトによるポイント付与の廃止による駆け込み需要や、米価の高騰を背景とした米を返礼品とする寄附の増加という状況がありましたが、令和7年度中途の状況から、令和8年度の目標金額を1,800万円と定め、取り組みを進めてまいりたいと思います。

企業版ふるさと納税につきましては、引き続き「高津川てらす」を活用した取り組みや林業振興といった事業に資するべく進めてまいります。

以上が「第2次吉賀町まちづくり計画」に基づいた主要施策の

概要であります。

〔地方創生対策〕

次に『地方創生対策』について申し上げます。

令和4年度から第2期吉賀町総合戦略に基づく事業に取り組んでいます。2060年(令和42年)の吉賀町の人口目標を4,400人とし、「50年後の子どもたちが笑顔で暮らせる社会の創造に挑戦します」を基本理念に、4項目の基本目標を掲げています。

この目標値を達成することは容易ではありませんが、人口問題を克服するかどうかの重大な分岐点にきているととらえています。なお、地方創生アドバイザーの吉長成恭先生からのご指導、ご助言を頂きながら、官民連携をはじめとした地方創生対策を進めてまいります。

総合戦略の基本目標ごとの来年度予算措置額としては、「暮らしの基盤となるしごとをつくる」事業に対して2億3,300万円、「暮らしの場として多くのひとに選ばれる」事業に対して9,900万円、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」事業に対して5,100万円、「だれもが住みやすいまちをつくる」事業に対して3億7,100万円、総額で7億5,400万円の予算を確保いたしました。

〔令和8年度当初予算案〕

それでは、令和8年度当初予算案の概要について申し述べます。

令和8年度当初予算の編成にあたっては、まちづくり計画

や総合戦略の重点事業を推進するとともに、行政改革計画・財政健全化計画に基づき、持続可能で安定的な財政基盤の構築に努めました。また、令和5年度から実施している単独補助金5%削減については、地域医療確保、存続のために、削減額2,438万円の半額1,219万円を地域福祉基金に、残りの半額1,219万円と小水力発電事業特別会計からの繰入金2,500万円のうち500万円を合わせた1,719万円を吉賀町病院施設等整備基金に積み立てることといたしました。

結果、令和8年度一般会計におきましては、本年度当初予算比で10.8%減の80億5,600万円の予算規模となりました。又、5本の特別会計と上下水道事業会計、病院事業会計の総額は、37億1,200万円となり、一般会計・特別会計・上下水道事業会計・病院事業会計を合わせた予算総額は、117億6,800万円となったところであります。

〔提出議案〕

今定例会に上程しますのは、承認事項が1件、報告事項が1件、議案につきましては、計画の策定に係る案件が1件、請負契約の変更に係る案件が1件、条例の一部改正、廃止に係る案件が12件、一般会計、特別会計及び上下水道事業会計、病院事業会計に係る補正予算と当初予算が15件の合計29議案であります。

それぞれの議案の概要につきましては、上程の段階で、各担当管理職員から詳細説明をさせますので、ご理解を頂くとともに、慎重なるご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和8年第1回吉賀町議会定例会の開会にあたっての
施政方針並びに提案理由の説明とさせていただきます。